

年金
だより

ご存じですか？

「障害基礎年金」お手続きの前に・・・



事故で後遺症が残りました。
私は障害基礎年金を
受け取れますか？

障害基礎年金を受けるための **3つの確認**

確認

1

初診日に国民年金に加入していた方。

- 初診日に国民年金に加入している方。
 - 国民年金に加入していた60歳～65歳未満の国内在住の方。
- ※20歳未満で障害を負った方も対象となります。

確認

2

初診日の前日までに、次のいずれかの要件を満たしている方。

- 初診日のある月の前々月までの加入期間のうち全体の3分の2以上保険料を納付している方。
- ※免除・猶予制度を受けていた場合、その期間を含む。
- 初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がない方。

確認

3

一定程度以上の障害の状態にある方。

- 国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級にあたる障害がある方。
(障害者手帳の等級とは異なります。)

お問い合わせ・手続き

名護年金事務所 ☎0980-52-2522
恩納村役場 村民課 年金係 ☎966-1205

3月は固定資産税第4期の納付月です！

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	-6月-2日	-7月31日	-12月25日	令和8年 3月2日
村県民税	-6月30日	-9月-1日	-10月31日	令和8年 -2月2日
軽自動車税	-6月-2日			

- 口座振替日は納期限と同日です。前日までに残高確認をお願いします。
- 納税は口座振替が便利です。手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ：税務課 ☎966-1206